

# 令和7年度第1回 岐阜県水源地域保全審議会 議事録

- 1 日時 令和8年1月27日（火） 13時30分～14時50分
- 2 場所 岐阜県庁 20階 2001会議室
- 3 出席者 6名   神山智美委員、篠田成郎委員、高木隆彦委員  
          藤井奈々委員、細江広仲委員、山川弘保委員（五十音順）
- 4 議事
  - (1) 会長の選任について
  - (2) 水源地域の指定について（恵那市3件   高山市2件）
- 5 議事の結果
  - (1) 会長 篠田成郎    会長代理 細江  広仲
  - (2) 水源地域の指定については、提案のとおり認める。
- 6 審議の経過

(事務局)

ただいまより、令和7年度第1回岐阜県水源地域保全審議会を開催します。  
本日の審議会の進行を務めさせていただきます森林保全課の兼定と申します。  
よろしく申し上げます。

開会にあたり、林政部長の久松よりご挨拶申し上げます。

(林政部長)

<挨拶>

(事務局)

本日の出席者のご紹介は、お手元の出席者名簿に代えさせていただきます。  
次に、会議の成立についてご報告いたします。

岐阜県水源地域保全条例施行規則第12条第2項の規定により、審議会は委員過半数の出席を必要とします。本日は委員7名のうち6名のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

審議会の議事録は、県のホームページで公表し、また、会議の様子を写真撮影し、公表又は報道させていただく場合がございますので、あらかじめご理解、ご了承をお願いいたします。

それでは、この後、議事に入りますが、会長が選出されるまでの間は、便宜上、事務局が議事進行を務めます。

(事務局)

森林保全課の大島と申します。本日はよろしく申し上げます。

早速ですが、会長の選出に入ります。岐阜県水源地域保全条例施行規則第11条第1項により、会長は委員の互選とされております。いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局に案があればお示し下さい。

(事務局)

それでは、事務局案を提案いたします。審議会発足時からの委員であり、森林と水に関わる研究を継続され、知見も豊富であられる篠田委員に、前任期に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ご異議がないようですので、篠田委員を会長に選任いたします。よろしく申し上げます。

ここからの議事進行は、篠田会長をお願いいたします。

(篠田会長)

ご指名により、会長を務めさせていただきます岐阜大学の篠田と申します。

本日は、水源地域の指定等を議題としてご審議いただきます。よろしく申し上げます。

それでは、岐阜県水源地域保全条例施行規則第11条第3項に基づき、会長代理として細江（ほそえ）委員を指名いたします。また、本日の議事録署名者として藤井（ふじい）委員、高木（たかぎ）委員を指名いたします。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

ありがとうございます。それでは、各委員さんよろしく申し上げます。

次に、議事に入る前に、事務局から当審議会の諮問文を配付してください。

(事務局)

< 諮問文配付 >

(篠田会長)

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(事務局)

事務局の森林保全課増田と申します。

本日はよろしくお願いたします。

< 諮問文朗読 >

森保第 6 5 6 号  
令和 8 年 1 月 2 7 日

岐阜県水源地域保全審議会 会長 様

岐阜県知事 江崎 禎英

令和 7 年度第 1 回岐阜県水源地域保全審議会にかかる諮問について

下記事項について、岐阜県水源地域保全条例の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

水源地域の指定について

(篠田会長)

ありがとうございます。

それでは、議事「水源地域の指定について」、事務局から説明願います。

(事務局)

< 『水源地域の指定について』説明 >

(篠田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はございませんか。

(山川委員)

恵那市の新規指定について伺います。5 ページの図で集水区域と指定区域がありますが、指定区域は原則として林班単位とのことです。2 3 3 林班は、指定番号の新規 1 と

11ページの新規2にも指定区域として記載されています。今回は、同じところなので問題ありませんが、林班の一部でも集水区域にかかると集水区域外まで条例の適用が及び不都合が生じてしまうことがあるのではないかと。つまり、森林施業についても指導を受けなければならなかったり、様々な保全をしなければならないことになってしまうのではないかと。指定区域は林班単位のため、集水区域とは関係のない森林所有者が、どうして条例を守らなければいけないのかということに対して、策はあるのかお尋ねします。

また、11ページ左下に「集水黄木」とありますが「集水区域」の誤記だと思います。さらに、図面作成時は、凡例を統一してください。

確認ですが、林班の一部がかかると、その林班全体が指定され、集水区域に関係のないところも制限を受けるという理解でよろしいですか。

(事務局)

指定区域につきましては、本条例に基づく届出の対象となり、所有者の移転や開発行為がある場合に届出が必要となります。

(山川委員)

もう一つよろしいですか。私は、本条例は国土利用計画法と森林法でカバーしきれない、つまり法整備が不備な部分をカバーするために制定されたと認識しております。本来は国に法整備をしてもらう必要があると思います。水の保全という観点からは、集水区域と関係のない森林所有者から不服があった場合に、どのような説明ができるのでしょうか。

(事務局)

水源地域保全条例は、外国人が森林を取得してしまうことを危惧する声を背景として、平成24年に、森林取得を抑止・監視する観点から一定程度の規制を設けることを目的に制定されたという経緯があります。実際に水源地域に指定されると、所有権移転時や開発行為時に届出をいただくこととなります。集水区域外まで含めることについては、林小班単位など、より細かな指定も検討は可能でしたが、当時の議論の中で一帯を網にかけてはどうかという意見があり、集水区域外も対象としております。関係がないのになぜ指定をするのかということですが、直接的には関係がなくても、森林全体を水源地域として保全することで、いずれかの水源に資するとの考え方です。なお、森林施業自体に規制をかけるものではありません。

凡例につきましては、次回から統一するよう注意いたします。

(篠田会長)

ありがとうございます。私は、この条例の策定に関わっていたので、その点について考え方を説明させていただきます。

まず、そもそも取水点より上流の集水区域において、開発行為があった場合にリスクが発生するというメカニズムに基づく考え方になります。今、山川委員ご指摘の集水区域外にかかる林班についてどう考えるかということに関しても、当時、かなり議論になり

ました。本来は、集水区域全体でカバーするのが理想ですが、それだと非常に事務が煩雑となり、市町村の事務の負担が過大となります。小班がいいのか林班がいいのかという選択の中で、開発行為そのものを前提に規制するというのが一番大きな目的です。つまり、森林施業に対して規制をかけるわけではなく、開発行為が行われることになると集水区域外の林班であっても集水区域に何らかの影響を及ぼす可能性が否めない。特にDEM解析は、地表面の傾斜に応じて降った雨が地表面を流れることを仮定したときの集水区域なので、実際の水の動きとは異なる。つまり、尾根の反対側で降った雨でも地中を通して集水区域内に入ってくる場合が実際に現象として充分あります。とすると、そこまでどのように網を掛けるかという話になります。そうした曖昧なところもあるため、林班単位で開発行為や土地取引に対する網を掛けることで、充分に対応できる、つまり安全側で考えているということになります。一方で、その範囲をどこまで取るのか議論がありました。例えば、岐阜市の水道水源ですと鏡岩で、上流ですと長良川全部になります。長良川流域全部に網を掛けるのかという話になり、その取水点に対してどれだけの影響が及ぶのかという面積割合で考えると、だいたい半径2キロの円の中に入るとがが一番大きな影響を受けるとしました。ただ、非常にリスクであると市町村が判断するのであれば、半径4キロまで伸ばしてもいいですよという形で市町村提案により指定しています。

つまり、そのメカニズムとして降った雨がどのように地中に浸透し、その取水点までやって来るかを考えて、林班単位で指定することにより充分に対応できるという考え方です。

(山川委員)

参考資料2ページの条例第10条には、先ほどお話いただいた以外の土地の取引だけではなく、ここには、「適切な造林、保育等の森林施業を実施その他の必要な措置を講ずるものとする」とあり、森林施業に関しても踏み込んだ内容となっている。土地取引に限らず森林施業まで必要な措置を講じられると、支障が生じる懸念があります。

(事務局)

県としては、水源地域内の水源涵養機能の維持増進の観点から、公有林化あるいは、森林法に基づく各種制度を活用して、森林整備を進めるための措置として、補助事業や保安林整備事業などを位置づけています。必ず森林整備をしなければならないというものではありませんが、水源地域内で森林整備の意向があれば、森林整備事業の補助金や環境税による環境保全林整備事業等を活用できるよう準備しています。

(神山委員)

条例第10条は、県の責務を確認する規定として置かれていると理解しています。本条例によって森林施業が可能になるとアピールする趣旨ではないという認識でよろしいですよ。条文タイトルは「森林が有する水源をかん養する機能の維持増進」ですが、条例第4条の県の責務の追加的規定と理解していました。

(篠田会長)

条例第10条は水源地域内の森林について、森林施業を制約する趣旨ではなく、むしろ積極的な森林施業によって水源涵養機能を維持・増進することを求める趣旨です。森林施業をいろいろ雁字搦めに縛るのではなく、水源地域として指定されているところについては、水源涵養機能にも配慮して、森林経営計画を立てていただきたいということです。

(山川委員)

また、2ページの第12条では「努めるものとする」と、努力義務の書きぶりですが、26ページの基本方針(3)には、「財政上の措置を講ずる」とあり、努力義務ではない表現となっています。

(事務局)

条例上は、「努めるものとする」として踏み込みを押さえています。基本方針では、「積極的に取り組む」との考えを示しております。

(篠田会長)

ありがとうございます。まさにそのとおりです。本審議会の設立の経緯等、良く分からないこともあるかと思えます。疑問点は、遠慮なく質問していただいて、皆さんと共有できたらと思います。事務局もこうした点を実際の行政運営に位置づけることができるよう、是非ともお願いします。

その他どうでしょうか。

(篠田会長)

私からですが、資料の26ページ「足洗谷」について。高山市の提案書では、指定範囲を取水地点から4キロ以内としており、32ページの「右俣」も同様です。29ページは4キロの範囲にかかっていますが、23ページは高山市が示す4キロではなく、2キロしか入っていません。この点の補足的な説明をお願いします。

(事務局)

足洗谷水源の集水区域にかかる林班を確認したところ、4キロの範囲まで広げなくても、2キロの範囲内で全ての集水区域にかかる林班が含まれるため、2キロの範囲内で設定しております。

(篠田会長)

ありがとうございます。それでは、概ねご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。議事「水源地域の指定について」恵那市3件及び高山市2件、合計5件の提案について、地域指定を提案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

ありがとうございます。

議事「水源地域の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

以上、岐阜県知事から諮問のあった議事となりますが、答申文をとりまとめますので、しばらくお待ちください。

(事務局)

<答申文とりまとめ配付>

(篠田会長)

それでは事務局から答申文案の朗読をお願いします。

(事務局)

<答申文案朗読>

岐水審第2号  
令和8年1月27日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県水源地域保全審議会  
会長 篠田 成郎

令和7年度第1回岐阜県水源地域保全審議会に係る諮問について（答申）

令和8年1月27日付け森保第656号をもって諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

記

水源地域の指定については、提案のとおり認める。

(篠田会長)

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(篠田会長)

ありがとうございました。

それでは、この内容で答申することといたします。

続いてその他の「(1)水源地域の名称変更について」を事務局から説明願います。

(事務局)

<水源地域の名称変更について（案）説明>

（篠田会長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（各委員）

異議なし。

（篠田会長）

ありがとうございました。その他「（1）水源地域の名称変更について」は、終了します。

続いてその他「（2）水源地域保全条例にかかる取り組みについて」を事務局から説明願います。

（事務局）

<水源地域保全条例にかかる取り組みについて（案）説明>

（篠田会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（山川委員）

5ページの説明会について、開催数はいいのですが参加者があまりにも少なく、県職員の負担が大きいのではないのでしょうか。参加促進のため、説明会参加で入札のポイントが上がる等の国がよくやる仕組みを検討してはどうでしょうか。

（事務局）

参加を呼び掛ける一般的な説明会ではなく、各地の集会等の場で時間をいただいて実施しています。不特定多数の人に声をかけているわけではなく、例えば、郡上市の「森づくり協議会」や森林組合等の理事会など、そういったところへ出向き説明をしております。今年度の実施状況では、周知が十分でないと感じております。森林組合など普段から森林に携わる方自身へもなかなか伝わってないというのが実感です。まずは、そうしたところから理解を得ていきたいと思っております。なお、参加の特典付与については、現時点で考えておりません。

（山川委員）

これは提案ですが、Web 会議での開催が有効だと思います。事業所で集まってモニター越しに聴講できれば、ある程度一方的な説明が多くなると思いますが、移動の負担がなく、参加が増えるはずで、条例にも書いてありますが、周知の必要性も高いので、是非考えていただきたい。

（事務局）

貴重なご意見を踏まえ、やり方を工夫してまいりたいと思っております。ありがとうございます

ございます。

(神山委員)

山川委員のご提案に関連して、公共調達と連動する仕組みは、国の方でもいろいろされています。Web 配信については、コンテンツを Web に掲載し、随時視聴・質問できる仕組みを繋ぐと充分かと思います。皆さんにご足労をおかけしない工夫は大変重要なことではないかと思っています。

また、私の興味・関心として3つお伺いします。

一つ目、事前届出がなされていない事例について。先ほどの説明では、届出を後からしていただいて、それで処理されるというお話でした。現状、後から届出を提出して終わりなのではないでしょうか。条例第24条に過料規定があり、「資料を提出しない場合」とありますが、届出制のため命令を出せるわけでもないのに、期限経過後にどのように過料処分を適用しているのか。処分は難しいと思っていますので、過料処分は実際に行われていないと思います。未提出が続く場合の運用をお伺いしたい。

2つ目、北海道からの視察について、本条例は全国的にも北海道が一番で、岐阜県も早期に制定され、先進的ですがごく脚光を浴びたという印象があったのですが、何かお話がございましたか。北海道は外国資本が入り、かなりご苦労されていると思うので、何かご知見いただける部分があれば、教えてください。

あと3つ目、写真の公開について。最近、写真による撮影圧が指摘されており、写真の公開について少し気にしております。日本では、物や小川のせせらぎのような自然の音にはパブリシティ権がなく、希少種や水源地の写真は撮影者のものになります。森林は立ち入りが比較的無料で、自然と触れ合うことを重視する傾向もあり、アクセスが制限されにくい状況です。誰の土地なのかははっきりしていないところがある中で、水源地や希少種の写真から AI が場所を特定してしまう社会になっています。本来、水源地はもっと守られるべきであり、希少種と同様に、写真によって位置が特定されないよう配慮が必要だと思っています。

(事務局)

最初のご質問ですが、現在、市町村への森林売買に対する事後の届出が義務化されています。市町村から水源地域の情報提供を受けた場合は、所有者に連絡し、売買が終了されている場合でも、遅延届と併せて届出を提出するよう指導しています。指導に従って提出されており、過料等の行政処分を行った事例はありません。

令和7年12月までの届出件数は287件、そのうち遅延届が添付されていたのは103件の36%です。指導後には、事前に届出を提出していただいています。

また、北海道の方からの質問ですが、北海道では開発行為が条例対象に含まれていないとのことで、岐阜県が条例を改正して開発行為を対象としたタイミング等について、お尋ねいただきました。岐阜県では、県議会からの問題提起を契機に、他県の事例を参考にしつつ、審議会でのご意見を踏まえ条例を改正した経緯を説明しました。また、過料

規定をどのように決めたのかという質問に対し、地方自治法により5万円以下の過料を科す規定を設けられることから、本条例に規定した旨を説明しました。

北海道の方は、どちらかと言いますと、岐阜県の方が先進とあっていらした感じで、特別向こうから知見みたいなのは余りなく、北海道では条例を所管しているのが企画部のような部署であり、岐阜県が林政部で所管していることにむしろ驚かされていました。北海道は、企画部の中で水源を守るということで、森林に限らず様々な課題がある中で事務をこなしており、十分に力を入れられないジレンマがあるようでした。

写真については、現時点で具体的な検討はしておらず、お答えできるものは何も持ち合わせておりません。ご指摘の懸念があることを認識いたしました。

(山川委員)

森林法は規制が緩く、運用が甘くなりがちです。私は、いつも農業が進んでいるという話をしますが、農地法では、農地の所有権移転登記には、農業委員会のチェックを経た書類が必要で、それがないと法務局は取り扱ってくれません。市長になって東京に要望で行くときには、各省庁にお願いを具体的に伝えるようにしています。そうするともっと良くなると思っています。林地についても、各市町村に林業委員会を立ち上げ、岐阜県は取引先がどういうものかを審議して、その了解をもらった書類を添付して法務局へ出すことによって林地の所有権の移転が完了するという仕組みが望ましいと思います。これは、法律を変えないといけない。本日は、法律の専門家も土地取引の専門家もおられますが、岐阜県として国に提案をしているんだと、県議会にしてもらえると過料を科すことなく、担保も得られます。こうした取り組みを進めることで、岐阜県は最新だと評価されると思います。一方で、手続きが煩雑で関係者の負担も大きくなりますが、それぐらいやらないと森林を守ることは難しいだろうなと思います。

(篠田会長)

では、私から2つあります。

まず、本条例は、議員の方からの北海道等での外国資本による森林取得とそれに伴うリスクへの懸念を受けて、検討が始まりました。全国の自治体における水源地域条例について当時の林政部の皆さんに調べていただきました。メカニズムに基づいた水源地域の保全という考え方で制度設計したのは、おそらく岐阜県が一番最初だったと思います。これが先ほど山川委員から頂いたご質問への私からの回答です。

3～4年前に日弁連のメガソーラーと大規模風力発電の開発規制に関するシンポジウムに呼ばれて、岐阜県に条例を作った時のメカニズム的なところの検討をしたのが私だということをお話したところ、非常に反響があり、「非常に先進的だ」ということで、北海道の議員さんからも問い合わせがあったと思います。

岐阜県では、このように先進的にやっていることを資料の5ページの研修会でお伝えいただくことも一つの方法です。それから、先ほどお話にあったWebですが、岐阜県の条例やその運用に関するノウハウを動画としてまとめ、県のホームページに掲載して誰

でも自由にアクセスできるようにしておくことで、その動画を見るだけで理解ができ、岐阜県の政策の宣伝にもなります。それよりもさらにもっといいアイデアが、他県から出てきたらリバイスしていけば良いので、できるだけ多様なメディアを活用し、関係者の方に広く発信していただくことが重要だと感じています。

次に二つ目ですが、事務局の説明の中で、鉄塔の建設について「面積が小さいから問題が余りない。」とありましたが、実は面積はあまり関係ありません。小さな面積であっても集水区域が重要です。今回の資料で見ますと、例えば集水区域面積ですが、恵那市の店川取水地だと34.21ヘクタールです。これは合算して給水人口600人となっていますが、こういう集水区域は結構あります。ここでわずか数ヘクタールだったとしても、全体に占める開発の対象割合が大きければ、そこに対する水の影響は無視できなくなります。これは水量でもそうですし、水質に対しても言えることです。面積は当然気にしなければいけないですが、それにプラスして、その集水区域の面積に対する割合も気をつけていただきたいと思います。開発や土地取引の届出があった場合、その部分で何かをやると必ず影響が出ます。

私が最も懸念しているのは、やはりメガソーラーの問題です。現在、国もようやく重い腰を上げて取り掛かっていますが、すでに各地で深刻な状態になっていると思います。鉄塔建設や水力発電と異なり、メガソーラーこそ一番気をつけないといけない。メガソーラーは運用期間が短く、土地の改変の影響がすぐには表れません。数年、場合によっては10年くらいしてから影響が出始めます。影響が出始めた頃には、メガソーラーの業者が撤退しています。さらに、メガソーラー設置場所周辺で問題が出るのが10年ぐらいい、下流域に問題が及ぶまでには20年ぐらいいかかります。その結果、「何が原因だったのか」「なぜあの時、メガソーラーを規制しなかったのか」「当時は大した面積ではないと思われていた」と時間差で問題が発生します。そして事業者の撤退の速さが問題をより深刻にします。こうした現象はよく注意していただく必要があると思っています。なお、これについて、特に、コメントをいただく必要はありません。

(藤井委員)

土地の売買後に届出された件数が3割強という点について、一般的なことなのか分からないですが、事後的な対応が多いという印象を受けました。過料に科す、科さないということは総合的な判断になると思いますが、先ほどの会長のお話を伺うと、対応が事後的になされている現状が適切なのかという問題もあると思いましたので、そうした意味でも関係者への周知は必要ではないかと思っています。公の資料になっていないからこそ審議会の場で、方策を考えていただければいいと思いました。

(篠田会長)

ありがとうございました。

今日は、多くの貴重なご意見を皆さんから賜りました。事務局で一度精査の上、次の審議会で改めてご相談したいと思います。

それでは、予定していた議題は以上です。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

篠田会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

本日、答申いただきました水源地域の指定につきましては、公告・縦覧の手続きを経て県公報にて告示され、水源地域の指定が確定となります。確定まで2か月程度かかりますが、確定した後は、県のホームページに内容を掲載いたします。

最後に、林政部長からお礼の言葉を述べさせていただきます。

(林政部長)

<お礼>

(事務局)

これをもちまして審議会を終了いたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。